

令和 4 年度

7 月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和 4 年 7 月 2 1 日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第12号」については、後日公表されるものであること、「議題第13号」については、人事に関するものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和4年度6月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第11号 教育職員免許の更新等に関する規則の廃止及び教育職員免許法等施行細則の改正について

教職員課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

これが施行されるに至った背景と目的について教えてください。

教職員課長

そもそも免許更新制は、時代の激しい変化に対し、教員も知識をブラッシュアップし更新して学んでいく必要があるということで導入されました。このたび廃止となった理由は教員が自ら学び続ける意識を高めるためです。教員自ら研修の項目を決め、様々な研修を積極的に受け、自分の必要な知識を身につける形への転換です。そのため、免許更新制が廃止され、新たな研修制度の導入となりました。

島原委員

趣旨はわかりました。ですが個人に任せるとなると、能力の維持を担保する評価制度などはあるのでしょうか。

教職員課長

文科省から新しい研修制度のガイドラインが提示される予定です。県としてはそのガイドラインを踏まえ、本県ならではの研修制度を構築していきます。この制度の中に資質能力がどれくらい必要かの指標をつくり、それに基づいて研修をやっていくこととなります。また、今回の改正に伴い、校長が教員の研修記録をつけることとなりますが、これは教員の足取りがわかるだけでなく、教員の担っている業務を見て、校長が必要な研修をアドバイスできるようにもなります。こういうことを続けることで能力面での心配は軽減されます。

島原委員

わかりました。これまでの定期的な更新制ではなく、継続的に学ぶという仕組みに変えていく。これからは生涯にわたって学び続けることが大事だと思いますので、宮崎県においても有効に活用してほしいです。

教職員課長

免許更新は10年に1回。この変化の激しい時代においてはデメリットでありました。毎年知識を吸収できる研修制度の構築について、今年度中に方向性をある程度しっかり定め、また説明したいです。

松山委員

10年おきではなく、常に学び続けるかたちとするのはすばらしいです。一つ心配な点があるのですが、校長や管理職が記録するだけでなく、外部から評価する客観的な制度はあるのでしょうか。そういったものがあれば、しっかり個々人の資質に合った研修を受けていることが保護者から見ても実績や実力が明らかになり、安心できるのではないのでしょうか。

教職員課長

研修を受けたことと評価は直接結びつかないようにしています。たくさん研修を受けたから評価が高くなるというわけではなく、研修は個人の能力向上を目的としてやっております。研修自体の評価は、研修終わりに振り返り等をして行うこととしております。

教育長

要望として、今後評価のあり方について検討を深めていただいて、しっかりとした研修制度が説明できるようになればいいと思います。

教職員課長

しっかり検討し、今後構築していきたいと考えております。

柳委員

免許更新制廃止前に、現職にいない状態で免許の有効期限が切れた方もいらっしゃると思います。廃止に伴い、こういった免許の取扱はどうなるのかと心配される声も聞きますので、新しい研修制度の前に期限切れ免許の手続について広報等を出していただけるとありがたいです。

教職員課長

免許を持っている方で、自分の免許がどうなっているか心配な方も多いと伺っています。既にホームページで詳しく説明を行っています。具体的には、現在教職員でなく、免許を所持しているいわゆる休眠の方は、特に手続せず有効となる、など整理がされています。今後よりわかりやすいホームページを検討していきたいと思います。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 臨時代理報告第3号 宮崎県体育館管理規則の一部改正について

スポーツ振興課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

では、この件については、報告のとおり承認とさせていただきます。

◎ その他① 宮崎県議会令和4年6月定例会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

14番の「日本一の読書県」について。素晴らしいことですが、これを進めるに当たって学校司書の配置はとても大事なことだと思います。予算の関係もあるかもしれませんが、まだまだ充実しているとは言えない状態にあると思います。司書の状況について調べていただいて、改善に向けて協力していただきたいです。

生涯学習課

いつでもどこでもだれでも、生涯にわたって読書に親しむ県民を目指すことを目標にしています。具体的な成果指標もございまして例えば家庭で読書に取り組む割合、朝の読書を週1回している学校の割合、読書が好きであると答える児童生徒の割合、30分以上読書する人の割合などの指標があります。好きであると答える児童生徒の割合は80%と随分上がってきているものの、30分以上読書する県民の割合はまだ半分にとどまっています。いろいろな目標を定め、日本一の読書県さらには生涯にわたって読書に親しむ県民を目標に鋭意努力して参ります。

司書教諭については大変重視しており、教育研修センターが司書教諭・図書主任

の研修を行っています。図書館等の司書についても、研修を進めているところです。

義務教育課長

司書教諭につきましては法的に12学級以上のところには配置すると定められており県の方で全て配置しています。学校司書については本来26市町村小中学校全てに配置されるのが良いのですが、今現在小学校で19の市町村、中学校は18の市町村に配置されています。ですが、良さを理解していただく努力や地財措置のおかげでだんだん増えてきております。

島原委員

高校においてもエリアで1人だけなど、まだまだ充実していないという話を聞きます。読書は読解力を高めるということで全ての学力に関連すると思います。また、今後探究学習を進めていくなればレファレンス能力なども必要となりますので、要となると思っております。

柳委員

宮崎市の事例について紹介いたします。現在全ての小学校に学校司書を配置しており市の学校教育課のアドバイザーも1人から2人に増やして定期的に司書の研修をしています。結果かなり雰囲気が変わりました。明るい、子ども達が行きたくなる図書館を目指しており、司書の研修も授業への関わり方に関するものがありますので、教科によっては関連書籍を司書が用意するということがあります。また、不登校気味の子が図書館を利用する、興奮している特別支援の子がクールダウンしていくといった場合へ対応するため子ども理解という研修が希望されており、実施しています。学校図書館法では司書教諭は以前から養成できていますが、専任ではないためどうしても授業しながら司書としての仕事をすることになります。学校司書が常にいることで、子ども達はいつでも本が借りられ、情報センターの役割を担ったり授業へ関わったりと心強い存在になっていくと思います。宮崎市でかなり成果が出ていますので紹介させていただきました。

義務教育課長

宮崎市の貴重な御意見をいただきました。検討を広げていき、情報センター等の機能の推進をしていきたいです。

木村委員

10～13番、朝課外についてです。廃止した高校が3校とありますが、朝課外に替わるものとして放課後に時間を確保したとあります。3校とも同じ対応と考えてよろしいでしょうか。

高校教育課長

朝課外は現在36校中22校が実施しているところです。昨年度3校で見直しを行い、2校は放課後の時間に移して希望制としました。講座選択制ということで生徒が主体的に選び、選ばない場合は部活動に行ったり、個別の質問をするという形で放課後の時間を有効活用しています。1校は働き方改革で実施をしないという判断をして

います。

木村委員

一人一台タブレットを購入したので、通信教育などを活用して集まらなくても学べる方法を用いれば、教員や保護者、遠方から通う生徒の負担軽減にもつながるのではないのでしょうか。

高校教育課長

朝課外の目的、成果の検証という観点から言えば、遠方から通ってくる子達の負担等も含め PTA 協議会で議論をしているところです。ICT を活用した自学自習の取組は各校で既に行われておりまして、より 1 人 1 台端末が普及していけば具体的な形について考えられると思います。そのほか課外の時間帯も各学校に議論していただいていますので、よりよい方向になっていくと思います。

松山委員

私も朝課外の質問についてです。課外授業で受験対策など実践的な力を私自身身につけることができました。地方に住んでいると予備校や塾が少ない事情があるので、そういった大切な場であったという記憶があります。時間調整などは必要と思いますが、学校が一番学べるという方もいらっしゃると思いますので、個々の事情にかかわらず県立高校で受験対策のできるような指導は維持していただきたいです。

高校教育課長

教育委員会としてもまずは保護者からの様々な思い、要請があつてこの課外ができたということが一番大事に考えていく必要があると思っております。経済的な負担の軽減もありますが、やはり学びの姿勢づくりといった部分から主体的に、自主的に学ぶ一つの選択肢として課外を位置づけることができます。そういう意味から生徒の進路実現、資格取得のため大事なものであるという認識は変わっていませんので、十分協議しながらいい課外になるように進めていきたいと思っております。

島原委員

39 番の働き方改革につながる話ですが、月当たり 45 時間を超えている割合が小学校で 20.8%、中学校で 55.3%、高校で 53.2%という結果を見るとなかなか進んでいないという印象を受けます。検討がどのくらい進んでいてどれくらいの期間でどう改善をするのかという計画について教えていただけますか。

教職員課長

まず目標の重点取組事項についてですが、教諭、副校長、教頭の 80 時間以上の時間外勤務をゼロにすることが当面の目標です。そのために県内一斉の取組、学校の工夫の取組、県教育委員会の取組の 3 つのアプローチで達成しようとしております。例えば県内一斉の取組としてはリフレッシュデーいわゆる定時退校日、そしてもうすぐ夏休みの学校もありますがりフレッシュウィーク、学校閉庁日。部活動は休養日の設定。地域家庭との連携で業務の役割分担など、こういったことを県下一斉で取り組んでおります。各学校につきましては、先生方に目標を持って取り組むよう管理職が呼

びかけを行います。働き方改革プランも作成しています。また10月に改めて全県課の業務時間の調査をして、どう推移していくかを検証し、改善していく計画です。いつまでに改善するのかの質問ですが、今年度末までに80時間以上をゼロにしようとして取り組んでいます。しかし御指摘のとおり45時間以上もこれだけあります。更に検証し、どういうところに手を打てばいいのかの方向性を今年度中に出そうと考えています。

島原委員

数字は結果としてついてくると思いますが、まずはしっかりと業務分析をして、どの時間をどう削減していくかをある程度しっかり指導しながらやらないと、先生達の意識に任せるとするのは難しいのではないかと考えます。よろしくお願ひします。

教職員課長

朝課外の話でもありましたが、今後タブレット等のICTを活用し、DXを使った業務の改善でこの時間外勤務の縮減を図れないかどうかを検討していきたいと考えています。

柳委員

8番のウクライナ支援についてです。避難民の受け入れは宮崎県教育委員会としても努力してくださっていると思いますが、何人くらい来ているのか、受け入れの状況は、各団体との支援体制はどうなっているかを差し支えない範囲で教えていただけますか。

教育長

市町村教育委員会が直接義務教育段階の子供達の受け入れについて検討・対応されています。そのため県として正確に出せる数字はまだありません。活動としては言葉に関する不安に対し、しっかりと支援できる方をつけることを市町村と連携を取りながら発信させていただいております。

木村委員

35番の部活動についてです。今年度は公立中学校に77名の部活動指導員を配置との記載がありますが、県立学校への配置はないのでしょうか。

スポーツ振興課長

現在県立学校36校全てに部活動指導員配置するために、今各学校と話をしているところであります。

木村委員

部活動指導員などの外部講師の人材確保が一番大変だと思います。県として市町村にどのような働きかけをしているのか、また市町村はどういったかたちで人材を確保しているのかをもし御存じであれば教えてください。

スポーツ振興課長

基本的には、市町村教育委員会に各中学校に配置する指導員を探していただいています。まずは日常的に外部指導者として協力いただいている方を部活動指導員にお願いするというかたちがあります。なかなか見つからない場合は地域の競技団体や体育協会、スポーツ協会と情報共有して指導者を探していただいています。どうしても地域で見つからない場合は県のスポーツ協会や本課に御連絡いただき、人材の情報提供をしています。

島原委員

6番の競技力向上についてです。どういう方をふるさと選手としているのですか。定義について教えてください。

競技力向上推進室長

県外の大学や企業に在籍している方になります。

スポーツ振興課長

県内の小学校を卒業した方で、宮崎県選手として出場することに了承をいただいた方がふるさと選手として活躍できます。以前は県内の高校や中学校を卒業された方という条件だったのですが、現在は小学校卒まで下がっております。

島原委員

そういう方々のリストアップや、働きかけは行っているのですか。

スポーツ振興課長

各競技団体の成年種別選手選考の際に、宮崎県出身者で現在大学に行っている、企業選手として活躍しているといった方にはアプローチを常に取り、宮崎県の選手として出ていただけるようその所属大学や企業にお願いしながらふるさと選手、宮崎県の選手として出ていただいています。

高木委員

19番のヤングケアラーについてですが、担当課としてこのヤングケアラーの問題をどこがどのように問題だと考えているのか教えてもらえますか。

人権同和教育課長

学校として捉えるならば、家事や家族の世話など本来大人が担うような業務を子供が行っていることによって、学習ややりたいことをする権利が守られていない状態です。そういった状態に陥っている子供達を救いたいと考えています。

高木委員

子供若者のケアラーと呼ぶ方もいます。子供時代に子供として過ごせない。友達と遊んだり、トラブルが起きたりといった経験もできず、若者の年齢まで引きずり自分の時間がとれない。あるときケアラーの役割がなくなったとき、喪失感で心身面でもその後の影響が大きいと言われていています。そのため全国的にもこの子供若者ケアラー

に対しての取組が大事だと言われています。学校教育現場で問題を先生だけが負担するのは無理な問題で、福祉関係の部署と連携しこの子達の弱音の吐き出しや家族だから話せない苦しみを聞くことも必要です。兄弟の世話をしないといけない事例や、親の精神疾患による事例もあり、この後の成長にも影を落とすと言われています。これは軽視してはいけない問題と思ったので県のお考えを確認したところでした。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 令和5年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

合格発表の後、辞退するようなケースは過去にありましたか。理由もわかれば教えてください。

特別支援教育課長

昨年度の例で言うと、合格発表後ではありませんが、受験志願後受けなかった例が1件ありました。志願の後本人から特別支援学校ではなく他の進路を考えたいとの意向が出てきたため、受験を辞退したとのこと。

島原委員

入学者の推移と傾向について。それに対しての施設整備や教員の数は十分であるのかを教えてください。

特別支援教育課長

障がい種により若干違いがあります。知的障がいのみこれまで増え続けている状況で、それ以外は少しずつ減っています。知的障がい特別支援学校につきましては人数が増えていると申し上げましたが、施設につきましても教室等が足りていないという状況が大きな課題となっております。現在解決を急いでいる状況です。特別教室を普通教室に転換したり、もしくは普通教室を間仕切りで2つ以上の教室にして使用するなど現状では教室をなんとか生徒数に合わせて使用している状況です。教員数については必要な数を配置して対応できるようにしています。

高木委員

通常の学校で発達障がいを抱える子供が増えています。この発達障がいと言われる子供達は22条の3の区分では入りにくいと思います。大人数で学ぶより、少人数で手厚い学びが望ましい子供達もこれから出てくると思うのですが、そうしたときに特別支援教育で発達障がいの重度な児童生徒の受け入れを今後考えられているのでしょうか。

特別支援教育課長

国の調査によると、通常の学級に6.5%発達障がいのある子供達がいるとの調査結果がございまして、小中学校においても対応が課題となっています。特別支援学校への入学に関しましては、おっしゃられたように22条の3に該当しておりませんので発達障がいがあるというだけの状況では入学ができないということになっています。ただ発達障がいと知的障がいを合わせて有していたり、発達障がいの中でも自閉症スペクトラムで対人関係に困難を抱えている子供達が精神障がいという病弱に該当するような場合は特別支援学校の対象になるとされています。発達障がいに関しましては国の方でもまだ特別支援学校の対象にする動きはございませんが、発達障がいの子供達の多くが小中学校では通常の学級に在籍し、高校入学の場合にも高等学校に入学するというようになっております。国の方向性は、高等学校に通級による指導を導入するという方法でその支援を手厚くする対応を考えています。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、8月25日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(15:07)